

丸亀市立城東小学校校舎等改築基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丸亀市立城東小学校校舎及び屋内運動場改築に係る基本計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、丸亀市立城東小学校校舎等改築基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティを代表する者
- (3) 丸亀市立城東小学校PTAを代表する者
- (4) 丸亀市立学校長会を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 検討委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、検討委員会に付議する事項及び検討委員会から指示のあった事項について調査研究を行う。
- 3 ワーキンググループの構成員は、別に定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年 月 日から施行し、検討委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。